

白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び白岡市監査委員条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

新	旧
<p><b>第1条 白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正</b></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p><b>第1条 白岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正</b></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>
<p><b>第2条 白岡市監査委員条例の一部改正</b></p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の8第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表(市長の要求に係る監査に関するものに限る。)、法第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出(市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに<u>法第243条の2の8第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から50日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p><b>第2条 白岡市監査委員条例の一部改正</b></p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表(市長の要求に係る監査に関するものに限る。)、法第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出(市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から50日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>